
平成 2 8 年 第7回臨時会

上富良野町議会同議録

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（ 1 1 月 2 9 日）

○ 議 事 日 程	1
○ 出 席 議 員	1
○ 欠 席 議 員	1
○ 遅 参 議 員	1
○ 早 退 議 員	1
○ 地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1
○ 議会事務局出席職員	1
○ 開 会 宣 告	2
○ 開 議 宣 告	2
○ 議会運営等諸般の報告	2
○ 日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○ 日程第 2 会期の決定について	2
○ 日程第 3 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2
○ 日程第 4 平成 28 年度上富良野町一般会計補正予算（第 9 号）	3
○ 日程第 5 平成 28 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	4
○ 日程第 6 平成 28 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	5
○ 日程第 7 平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 （第4号）	6
○ 日程第 8 平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	7
○ 日程第 9 平成28年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）	7
○ 閉 会 宣 告	8

平成28年第7回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11月29日	原案可決
2	平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）	11月29日	原案可決
3	平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	11月29日	原案可決
4	平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）	11月29日	原案可決
5	平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）	11月29日	原案可決
6	平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	11月29日	原案可決
7	平成28年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）	11月29日	原案可決

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 11月29日 1日間
第 3 議案第1号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第 4 議案第2号 平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）
第 5 議案第3号 平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第 6 議案第4号 平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
第 7 議案第5号 平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）
第 8 議案第6号 平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
第 9 議案第7号 平成28年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 中澤良隆君 | 2番 | 岡本康裕君 |
| 3番 | 佐川典子君 | 4番 | 長谷川徳行君 |
| 5番 | 今村辰義君 | 6番 | 金子益三君 |
| 7番 | 北條隆男君 | 8番 | 竹山正一君 |
| 9番 | 荒生博一君 | 11番 | 米沢義英君 |
| 13番 | 村上和子君 | 14番 | 西村昭教君 |

- 欠席議員（2名）
10番 高松克年君
12番 中瀬実君

○遅参議員（0名）

○早退議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|--------|-------|------------|-------|
| 町長 | 向山富夫君 | 副町長 | 田中利幸君 |
| 会計管理者 | 藤田敏明君 | 総務課長 | 石田昭彦君 |
| 保健福祉課長 | 北川徳幸君 | 町民生活課長 | 鈴木真弓君 |
| 建設水道課長 | 佐藤清君 | ラベンダーハイツ所長 | 大石輝男君 |

○議会事務局出席職員

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 林敬永君 | 次長 | 岩崎昌治君 |
| 主事 | 菅原千晶君 | | |

午前9時00分 開会
(出席議員 12名)

◎開会宣告

○議長（西村昭教君） 御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は12名でございます。これより平成28年第7回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告・議会運営等諸般の報告

○議長（西村昭教君） 直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（林 敬永君） 御報告申し上げます。

本臨時会に町長より提出の案件、議案第1号から議案第7号につきましては、あらかじめ配布のとおりであります。次に本臨時会の説明員につきましては、別紙名簿として配付のとおりであります。最後に、本日の議事日程につきましてもお手元に配布のとおりであります。以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

3番 佐川典子君

4番 長谷川徳行君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（西村昭教君） 日程第2 会期決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと申します。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決しました。

◎日程第3 議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第3 議案第1号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） ただ今上程いただきました議案第1号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

本年8月に人事院は国家公務員の給与及びボーナスについて、民間が公務員を上回りその格差を解消するため引き上げるとともに、扶養手当について配偶者に係る手当額を他の扶養者に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額を引き上げる勧告がなされ、当該勧告どおりに実施する旨閣議決定を経てこの度、法改正がなされたところであります。

本町の職員の給与につきましても人事院勧告及び国家公務員給与の改正内容を参酌し所要の改定を行うため、給与条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容についてですが、1点目として、月例給については、民間との格差を解消するため、1級の初任給を1,500円引き上げるとともに若年層については同額程度の改定をするよう、若年層に重点を置いた引き上げで平均0.2%の引き上げ改定を行うものであります。また、ボーナスについては、民間の支給割合に見合うよう現行年間4.2月を4.3月に0.1月引き上げ、引き上げ分は勤勉手当に配分を行うものであります。

2点目として、扶養手当については、2か年で段階的に配偶者に係る手当額を現行13,000円から6,500円に引き下げ、子に係る手当額を現行6,500円から10,000円に引き上げるなど、所要の改定を行うものであります。

以下につきましては議案の朗読を省略させていただき、条を追ってその主な改正点を説明させていただきます。

改正条例第1条は、公布の日から施行し、平成28年4月1日に遡及適用する内容で、勤勉手当に配分する0.1か月分の引き上げ分は12月支給分

に配分することと合わせて、月例給の改定は別表第1、別表第2で規定している行政職給料表及び看護職給料表の改正を規定するものであります。

改正条例第2条は、平成29年4月1日から施行する内容で、扶養手当の額の改正を規定するとともに、勤勉手当の支給月数の改定を規定するものであります。

なお、附則についてですが、第1項及び第2項は前段ご説明したとおり、当該条例の施行日及び適用日を規定するとともに、第3項は月例給の遡及適用により改正前の給料表による給与については改正後の給料表による給与の内払いとみなす規定であります。また、第4項は扶養手当の額を段階的に改正する内容について規定するものあり、第5項は委任規定であります。

以上で、議案第1号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。ご審議いただきまして議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

議長（西村昭教君） 日程第4 議案第2号平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） ただ今上程いただきました議案第2号平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

職員の給与について、ただ今御議決賜った上富良野町職員の給与に関する条例の改正に伴う月例給及

び勤勉手当の増額改定による差額支給対応分と合わせて、職員の会計間異動等に伴い所要の補正を行うものであります。なお、支給にあたる財源につきましては予備費を充当することで補正予算を調整したところであります。

以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承を願います。

議案第2号。

平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）。

平成28年度上富良野町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表は款ごとの名称と補正額のみ、申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳出。

3款、民生費、64万9千円の減。

4款、衛生費、121万9千円の減。

8款、土木費、83万4千円の減。

11款、給与費、1,010万円

12款、予備費、739万8千円の減。

歳出合計は0万円であります。

以上をもちまして、議案第2号 平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）の説明といたします。

御審議いただきまして議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

9番、荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 2点ほど質問させていただきます。

まず14ページお聞きいただきまして、2番の一般職、(1)総括、こちらの表ですが、今回、人事院勧告に伴い給料及び職員手当等々が増額になっていますが、その横の共済費、こちらまず、給与月額が決まっているのに今回なぜ増額できなかったのか、確

認させていただきます。

あと次の16ページになりますが、ウの級別職員数、こちらの表、見ていただきまして、4月1日現在1名いた福祉職が12月1日でいなくなっているのですが、1名いない件は、どこの会計に行ったのか、確認させていただきます。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 9番、荒生議員の御質問にお答えいたします。

共済費につきましては、当然、上限がありますので、それぞれ率に応じて給与の変更に伴って変更がありますけれども、給与の改定が0.2%ということですので、3月の時点で、今回の給与改定、共済費等につきましては全て手当の中に入っておりますけれども、手当については職員の会計間異動に伴って、小さな会計のところにおいては、例えば新たにアパートに入られる職員がいたりすると、一気に手当がその会計で支払わなければならない、そのようなものもこの後に上程するそれぞれの補正予算の中で対応するような形になってはいますが、一般会計の部分につきましては大きな職員を抱えていますので、この後の例えば結婚があったり子供が生まれたりというようなものも含めて、3月の時点で全体の手当を調整しようと思っておりますので、その時点で全体の整理をさせていただく予定でいるところでもあります。

あともう一点、福祉職の関係についてでございますけれども、これは介護会計の方に異動になった職員であります。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 再質問ございませんか。

○9番（荒生博一君） はい。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（西村昭教君） 日程第5 議案第3号平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） ただ今上程いただきました議案第3号平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

上富良野町職員の給与に関する条例の改正に伴い、職員給与費について、月例給、勤勉手当及び扶養手当の改定による差額支給対応分と職員の異動に伴う補正により、歳入について繰入金を、歳出について総務費を、それぞれ同額を減額補正するものでございます。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号。

平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成28年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ121万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,672万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

8款、繰入金、121万9千円の減。

歳入の合計は121万9千円の減であります。

2、歳出。

1款、総務費、121万9千円の減。

歳出合計は121万9千円の減であります。

以上で議案第3号平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。ご審議いただきまして議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説

◎日程第5 議案第3号

明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第3号を採決します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

議長(西村昭教君) 日程第6 議案第4号平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(北川徳幸君) ただ今上程いただきました議案第4号平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)の提案の要旨について御説明申し上げます。

歳出においては、今回の給与条例の改正及び職員の会計間異動等に伴います給料等の減額補正であります。

また、歳入につきましては、ただ今説明させていただきました、給料等の減額に伴う一般会計繰入金の減であります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承いたします。

議案第4号。

平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)。

平成28年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,924万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表につきましては款ごとの名称と補正額のみ、申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

7款、繰入金、64万9千円の減。

歳入合計64万9千円の減。

2、歳出。

1款、総務費、64万9千円の減。

歳出合計64万9千円の減。

以上で、議案第4号 平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)の説明といたします。

御審議いただきまして御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

9番、荒生博一君。

○9番(荒生博一君) 先ほど、第2号議案の一般会計の部分で、石田課長の答弁により異動した職員が介護職ということで御答弁いただきましたが、今回介護の補正前、補正後、職員数は6、6と変わらないのですが、確認させていただきます。

○議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

○総務課長(石田昭彦君) 9番、荒生議員の御質問に私の方からご説明させていただきますけれども、一般会計においては福祉職の職員が1名、介護会計の方に異動になっています。その分が、元々…。一般会計の職員自体は107名で変わっていませんけれども、元々、福祉職でみていた職員が1名、特別会計に行っていますけれども、えっと…。

○議長(西村昭教君) 暫時、休憩をかけます。

○議長(西村昭教君) 会議、再開いたします。

総務課長、答弁。

○総務課長(石田昭彦君) すみません。もう一度御答弁いたしますけれども、ちょっとややこしいので、わかりづらくなったら申し訳ございません。

4月1日現在の介護職の職員6名、今現在も6名、それは変わってございません。4月1日現在の時は当然まだ、どのような形になるかわかりませんので、その時の介護会計の当初予算で見ていた職員については、医療・保健職が1名と一般行政職の職員が5名でみてございました。4月1日の人事異動に伴いまして、福祉職の職員が1名、介護職の方で1名、

それから医療・保健職の職員が1名、残りの4名が一般職、一般行政職の職員ということになってございますので、一般会計の補正予算では、一般会計の職員も介護会計の職員も総数は変わってございませんけれども、それぞれの会計でみる職種の入れ替えがあるということで、給与の明細書の方には、そのような記載となっているということでもあります。

○議長（西村昭教君） 9番、荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 先ほどの介護会計に異動というのは違うということなのですか。僕もわからないので、確認させてください。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 一般会計の職員がですね…。

すみません。議題とは別。給与明細書に今、誤りがありますので、ちょっと、すみません。ご訂正いただきたいのですが、補正前の先ほど言いました17ページですね。すみません。一般会計の17ページの、ちょうど真ん中の表のエ 昇給というところがあります。補正前の職員数のところ108になっていると思います。ここが107の誤りであります。その隣の一般行政職が99の誤りであります。大変申し訳ありません。それで、医療・保健職が7名、福祉職が1名という形での記載になります。4月1日現在はですね、このような形になっていた福祉職の職員1名が人事異動に伴いまして介護会計の方に移っておりますので、その分が一般会計の方では一般行政職が1人増えて、福祉職が1名減っているということで、それぞれ職種替えでそのような形になっているということでもあります。介護職の方は6名はそのまま、職は変わっていますが、介護会計の方は1名保健職、5名が一般職だったものが、1名が福祉職、1名が保健職、4名が一般職に変わってございます。

○議長（西村昭教君） 荒生君、よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第4号を採決します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号

議長（西村昭教君） 日程第7 議案第5号平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） ただ今上程いただきました議案第5号平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

歳出におきまして、人事院勧告による給与条例の改定に伴う給料、職員手当の増額補正を、またそれに係る財源確保のため、デイサービスセンター事業費における介護士の賃金の減額補正をするものでございます。

以下、議案を朗読し説明とさせていただきます。

議案第5号。

平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）。

平成28年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては款ごとの名称と補正額のみ、申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳出。

1款、総務費、104万6千円。

2款、サービス事業費、104万6千円の減。

歳出補正額の合計は0円でございます。

これを持ちまして、議案第5号 平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）の説明といたします。

御審議をいただきまして御議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号

議長（西村昭教君） 日程第8 議案第6号平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただ今上程いただきました議案第6号平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補正の要旨を御説明いたします。

歳出において、給与条例の改定に伴います給料、手当の増額と、人事異動に伴います一般管理費の人員費と手当の減額と、公債費の財源組換えの内容となっております。

次に、歳入につきましては、下水道事業費の人員費の財源組換えに伴います一般会計繰入金の減額となるものです。

以下、議案を朗読し説明に代えさせていただきます。なお、事項別明細書につきましては先に御高覧いただいていることから、説明を割愛させていただきます。

議案第6号。

平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ83万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,337万6千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみ、申し上げます。

1、歳入。

4款、繰入金、補正額83万4千円の減。

歳入合計83万4千円の減額となるものです。

2、歳出。

1款、下水道事業費、補正額83万4千円の減。

歳出合計83万4千円の減額となるものです。

以上、議決項目についてのみご説明申し上げます。

御審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第7号

議長（西村昭教君） 日程第9 議案第7号平成28年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただ今上程いただきました議案第7号平成28年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

歳出において、給与条例の改定に伴います給料、手当を増額し、同額を予備費より充てる内容となっており、総予算の増減は変わらない内容となっております。

以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第7号。

平成28年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）。

(総則)

第1条、平成28年度上富良野町の水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正額のみ申し上げます。

支出。

第1款、水道事業費用、

第1項、営業費用12万1千円の増。

第4項、予備費 12万1千円の減額となるものです。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように定める。

(1) 職員給与費、補正予定額12万1千円の増額となるものです。

次ページ以降につきましては、先に御高覧いただいていることから、説明を割愛させていただきます。

以上で、補正予算の説明といたします。

御審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

御挨拶申し上げます前に、ただ今の議案審議に伴いまして、正確性を欠く参考資料の添付により、皆様方に多大な御迷惑をおかけいたしましたことをまず、お詫び申し上げます。今後におきましては、しっかりと正確性を確認した上で、皆様方に御提示させていただくように配慮したいと思います。

さて、今般執行されました本町の町長選挙におきまして、本当に多くの町民の皆様方、さらに議会の議員の皆様方の、温かい御支援や御協力を賜りまして、引き続き町政運営を担わせていただくこととなりました。

この間、多くの町民の皆様方から、本当にこの大変な時代をしっかりと力強く生き抜くためのまちづくりに寄せる熱い思いを、方々でお聞きすることができました。改めて初心に帰りまして、議会の皆様方とまちづくりに対する思いをさらに共有して、スピーディーにまちづくりが進められ、そして町民の皆様方と本当に将来にしっかりとした町として残していけるように、改めて意を新たにしたいところでございます。

どうか引き続き、皆様方の御指導、御協力を心から御願ひ申し上げます。御挨拶の時間をいただきましたことに重ねて感謝申し上げます。御挨拶とさせていただきます。何卒、今後ともよろしくどうぞお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長(西村昭教君) これにて、平成28年第7回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前 9時41分 閉会

◎閉会宣告

○議長(西村昭教君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

ここで町長より、発言の申し出がありますので、これを許します。町長 向山富夫君。

○町長(向山富夫君) ただ今、議長から大変温かい御配慮を賜りまして、発言の機会をいただきましたこと、まず、感謝申し上げます。

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成28年11月29日

上富良野町議会議長 西村昭教

署名議員 佐川典子

署名議員 長谷川徳行